平成２５年（フ）第６０７６号
東京都品川区西五反田８丁目４番15号
破産者　株式会社インスパイア
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７号
新潟市東区江南６丁目８番４号
破産者　株式会社コスモトラベルビューロー
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５２４号
名古屋市天白区塩釜口２丁目1403番地
破産者　株式会社エルベール
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７３号
名古屋市港区稲永２丁目５番３号
破産者　有限会社エンタープライズ
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６７２号
愛知県小牧市大字小牧原新田745番地の87
破産者　有限会社二葉ホーム
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２６８号
大阪府摂津市鳥飼本町２丁目８番29号
破産者　有限会社丸孝
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２７０号
京都府京都市山科区東野井ノ上町20京都刑務所内、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼本町２丁目８番29号
破産者　眞鍋美津治
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９１号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目７番１号
破産者　株式会社魚慶
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２号
神戸市須磨区平田町３丁目１―２
破産者　有限会社イマージュ神戸
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２号
高知県四万十市下田4310番地
破産者　秋月　幹夫
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１８号
高知県四万十市有岡517番地10
破産者　有限会社秋月建設工業
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第３０４号
北海道札幌市清田区里塚３条６丁目８番12号
破産者　有限会社希龍
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６８号
北海道帯広市西19条北１丁目８番２号
破産者　東邦建設株式会社
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
盛岡市大通３丁目２番27号
破産者　中野商事有限会社
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２２号
山形県米沢市太田町５丁目1590番地５
破産者　米沢通信建設有限会社
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２１８号
福島県郡山市喜久田町字菖蒲池23番地の177
破産者　三幸總合食品株式会社
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字小泉467番地、住民票上の住所群馬県吾妻郡東吾妻町大字小泉468番地
破産者　加藤　　久
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４３号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字小泉467番地、住民票上の住所群馬県吾妻郡東吾妻町大字小泉468番地
破産者　加藤　節子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
金沢市専光寺町タ６番地３
破産者　有限会社東谷組
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７０号
金沢市上荒屋４丁目142番地１
破産者　合資会社Ｂ．ｐａｒｔｓ．ＫＡＮＡＺＡＷＡ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６１号
静岡県浜松市中区早出町1200番地の10
破産者　有限会社ハヤツ急便
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４２８号
岡山市中区藤原光町３丁目７番５号、旧住所岡山市北区東古松２丁目５番18―502号
破産者　佐々木秀典
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部